

○ 司法警察職員捜査書類簡易書式例の全部改正について（概要）

〔平成30年5月10日刑企甲達第57号等〕
〔石川県警察本部長から部課署長宛て〕

標記については、平成30年4月4日付け最高検企第106号をもって検事総長から指示がなされ、あわせて、同日付け最高検企第107号をもって次長検事から運用上の注意事項等に関する依頼があったところ、今回の改正の趣旨、要点及び運用上の留意事項は下記のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

司法警察職員捜査書類簡易書式例は、捜査書類の簡易化を図り、警察官の捜査能率の向上に資することを目的として昭和38年9月1日から運用が開始されたが、この度、事件処理の合理化及び効率化に資するため、対象事件の拡充を図るとともに、所要の規定の整備を行うこととした。

2 改正の要点

- (1) 対象事件の拡充
- (2) 対象事件の整理

3 運用上の留意事項

今回の改正に伴い、検事正の指示により対象とする事件とするものについては、特に定めないこととした。

4 施行期日

平成30年6月1日から施行する。